

鶴岡市ホームページ運用ガイドライン

1. はじめに

(目的)

このガイドラインは、誰にでも分かりやすく、使いやすいホームページを作るための鶴岡市の基準とする。

(適用範囲)

このガイドラインは、市がドメイン「city.tsuruoka.lg.jp」内に設置するホームページと、同ドメインを含む電子メールの利用について定める。また、「city.tsuruoka.lg.jp」内に設置できるホームページは、市が作成するものに限ることとし、民間企業およびその他の個人・団体が作成するページは設置できないものとする。

2. 作成基準

(基本目標)

ホームページの作成にあたっては、迅速で正確な情報提供を行うことを基本としながら、高齢者や障害者、外国人の利用にも配慮し、使いやすさ、分かりやすさ、情報の見つけやすさなどの観点から、利用者の立場に立ったコンテンツを作る。

(具体的基準)

上記の目標を達成するために、「鶴岡市公式ホームページ作成・更新マニュアル」に則り、コンテンツを作成するとともに、以下の点に留意する。

- ・利用者が、直感的な操作で必要な情報にたどり着けるよう、分かりやすい情報の分類に努めること

《分類の大項目》 ○暮らし ○子育て・教育 ○健康・福祉・医療 ○安全・安心
○産業・経済 ○都市整備・環境 ○文化・スポーツ ○観光
○年金・保険 ○税金 ○市政情報

- ・ディレクトリ内のコンテンツ数はおおむね12個以内とするように努め、これを超える場合はサブディレクトリを設けるなど工夫すること。なお、目的とするコンテンツに、原則3クリック以内、最大5クリック程度で到達できる階層構造にも留意すること
- ・すでに終了したイベントや募集等に関するコンテンツについては、閲覧者の誤解を招かないよう、削除する、またはタイトルに終了している旨を明記すること
- ・マルチリンク等の機能を活用し、利用者がそれぞれの探し方で必要な情報にたどり着けるよう、複数の検索入口の設定に努めること
- ・ダウンロードファイルのみの情報提供は極力避け、通常のホームページ(html)により情報を提供すること。また、PDF、ワード、エクセルファイルなどは、適切なファイルサイズとすること
- ・モバイル用ホームページにコンテンツを掲載する場合は、携帯電話の画面特性や操作性を配慮すること

- ・市公式フェイスブックページにコンテンツを投稿する場合は、スマートフォン等、様々な端末での閲覧にも配慮すること。また、写真等の画像データを添付するなど、閲覧者が共有・拡散したくなる内容にすること
- ・翻訳機能を利用した閲覧に備えるとともに、誤訳等を見付けた場合は適切な表記に努めること
- ・文章表現については、おおむね中学3年生程度が理解できるよう主語述語を意識した明瞭で簡潔な文章表現に努め、漢字の使用については常用漢字表の表記に従うように努めること
- ・市職員としての服務を守り、感想など私的な文章表現は避けること

3. 掲載要領

(作成者)

各課等のコンテンツは、原則として当該課等の職員が作成する。

(作成方法)

作成者は、原則としてコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）によってコンテンツを作成する。

(アップロード)

CMSで作成したコンテンツを新規に掲載、もしくは既存のコンテンツを更新する場合は、所属長の承認を得てサーバーにアップロードする。CMS以外で作成したコンテンツをアップロードする場合は、所属長等の決裁を受けた後、総務課広報広聴係に協議すること。

※「重要なお知らせ」は市の機構変更や災害情報、総合計画、総合戦略に基づく重点施策に関する情報などを取り扱うものとし、イベントや募集に関するコンテンツは取り扱わないものとする。掲載については総務課広報広聴係と協議の上決定する。

(削除)

コンテンツの内容を掲載することによって著しく不都合を生じると総務部総務課長が判断する場合は、担当課等の長との協議を経て当該ページを削除することができる。

4. リンクの設定

(外部からのリンク)

外部から市ホームページへのリンクは原則自由とする。ただし、リンク元のサイト内容が法令や公序良俗に反しないものに限る。基本的な考え方は、ホームページに掲載しているリンクポリシーに定める。

(外部へのリンク)

トップページ内へのリンクの設置は、原則としてしない。各課等のページ内へのリンクの設置は、原則として当該課等の判断で行い、リンク先の許可を得るなど必要な措置を講じた上で行うこととする。各課等のページ内に設置したリンクについては、総務課広報広聴係と協議の

上、トップページ「リンク集」ページ内にも設置できるものとする（バナーの設置は不可とする）。企業等の広告を有料で掲載するバナー広告の取扱いは、鶴岡市広告掲載要綱及び鶴岡市ホームページ広告掲載要領の定めによる。

5. 意見・要望への対応

（電子メールにて寄せられた意見への回答）

代表メールアドレス（tsuruoka@city.tsuruoka.lg.jp）に寄せられた意見・提言等は、その内容によって広報広聴係が関係部署に転送し、当該課等がその責任で回答することとする。

原則として匿名の意見や誹謗中傷等への回答は行わないこととする。

（「この情報は役に立ちましたか」に寄せられたサイト改善要望への対応）

「この情報は役に立ちましたか」に寄せられたサイト改善要望は、広報広聴係にて取り纏めの上、ホームページで情報を発信している全ての課等に回付する。特に回答等は要さないが、内容に応じて既存コンテンツを修正・更新するとともに、今後のホームページ運営の参考にすることとする。

6. 施行期日

（1）このガイドラインは、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

（令和 2 年 12 月 28 日最終改定）

（2）鶴岡市ホームページ作成ガイドライン（平成 17 年 10 月 1 日策定。平成 23 年 5 月 1 日最終改定）は廃止する。